熊谷市財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 27 日

熊谷市長 小林哲也

規則第５０号

（別紙）

熊谷市財産規則の一部を改正する規則

熊谷市財産規則（平成１７年規則第６９号）の一部を次のように改正する。

第２０条第４項前段中「期間」の次に「（借地借家法第２４条の規定により土地を貸し付ける場合の期間を除く。）」を加え、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「第２項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、借地借家法（平成３年法律第９０号）第２２条若しくは第２３条の規定により土地を貸し付ける場合又は同法第３８条の規定により建物を貸し付ける場合の貸付期間は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第２０条の規定は、この規則の施行の日以後に行う行政財産又は普通財産に係る使用又は貸付けの期間について適用し、同日前に行う行政財産又は普通財産に係る使用又は貸付けの期間については、なお従前の例による。